

平成 2 1 年第 7 回
上小阿仁村議会臨時会
会 議 録

平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日 (開会)

平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日 (閉会)

平成 21 年第 7 回上小阿仁村議会臨時会議録

○招集（開会）年月日 平成 21 年 11 月 25 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 21 年 11 月 25 日（10 時 00 分）

○出 席 議 員

1 番	齊 藤 鉄 子 君	2 番	小 林 信 君
3 番	長 井 直 人 君	4 番	石 川 富 三 君
5 番	鈴 木 米 雄 君	6 番	中 田 吉 穂 君
7 番	北 林 甚 一 君	8 番	武 石 善 治 君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	小 林 宏 晨
副 村 長	鈴 木 健 作
総務課長兼診療所事務長	鈴 木 義 廣
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 壽美子
産 業 課 長	小 林 悦 次
主 幹 兼 建 設 課 長	加賀谷 敏 明
特別養護老人ホーム施設長	武 石 辰 久
代 表 監 査 委 員	山 田 貞 雄
教 育 長	小 林 茂
教育委員会事務局長	田 中 文 隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	萩 野 謙 一
議 会 書 記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 21 年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第 4 議案第 2 号 平成 21 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 3 号 平成 21 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 4 号 平成 21 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 5 号 平成 21 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 6 号 平成 21 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 7 号 平成 21 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第 10 議案第 8 号 平成 21 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 11 議案第 9 号 平成 21 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 12 議案第 10 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 11 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 13 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 小林議員の議員の資格決定の件
追加日程第 1 閉会中の継続審査の申し出について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○会議録書名議員の氏名

6 番 中 田 吉 穂 君

7 番 北 林 甚 一 君

10時00分 開会

○議長（武石善治） ただ今の出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第7回上小阿仁村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武石善治） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、6番 中田吉穂君、7番 北林甚一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（武石善治） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長（武石善治） 説明員の通告がありますので報告いたします。

副村長、鈴木健作君。総務課長兼診療所事務長、鈴木義廣君。住民福祉課長、鈴木壽美子君。産業課長、小林悦次君。主幹兼建設課長、加賀谷敏明君。特別養護老人ホーム施設長、武石辰久君。代表監査委員、山田貞雄君。教育長、小林茂君。教育委員会事務局長、田中文隆君。

日程第3 議案第1号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第3 議案第1号 平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 予算関係議案の1ページをお開き願います。今回補正予算につきましては、特別会計を含みまして人事院勧告に伴う人件費の金額が主になっております。一般会計の補正予算ですけれども、歳出予算を組み替

える予算となっております。

詳細につきましては、6ページをお開き願います。先ほど申し上げましたように人事院勧告に伴う人件費の減額が主なものでありして、議員の期末手当、特別職の期末手当を0.1カ月分引き下げるものであります。それから職員の期末手当を0.1カ月分、勤勉手当を0.05カ月分を引き下げるものでありまして、合わせて0.15カ月分引き下げるものであります。その他に給与表の改正もありまして若年給を除きました職員給の引き下げとなっております。平均して月額200円から700円の減額ということになります。一般会計では人件費に伴う特別会計の繰出金、共済費等を含めて434万円の減額となっております。なお、特別会計を含めた人件費は全体で599万2,000円の減額となっております。

今回、人件費の他に追加となっている部分についてありますのが、18ページをご覧くださいと思います。10款5項1目学校給食費183万8,000円の追加であります。これにつきましては給食センターの給湯ボイラーが故障しまして、修理がきかないということでそのボイラーの取替工事183万8,000円を計上してあります。

14款1項1目予備費につきましては、250万2,000円の追加となっております。人件費の減額分から給湯ボイラーの取替工事分を差し引いた分を予備費に計上するということですので、よろしくお願います。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「6番」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 6番 中田君。

○6番（中田吉穂） 今、学校給食費の関係でボイラーの説明があったわけですけど、故障したという説明であればボイラーは現在どうなっているのか、その辺を教えてもらいたい。

○教育委員会事務局長（田中文隆） 17日にボイラーから水漏れがしているということで、業者の方から見て頂いたわけですけど、型が9～10年というようなもう直されないという状態になっていたので、急遽この補正をお願いしたいという状況であります。今現在は釜で湯を沸かしながら、時間がかかりかかってますけれど、臨時的にそのような状態で対処しております。

○議長（武石善治） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第2号から日程第11 議案第9号 上程

○議長（武石善治） 日程第4 議案第2号 平成21年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第11 議案第9号 平成21年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 予算関係議案の25ページをお開き願います。議案第2号 国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算であります。これにつきましても人件費の減額に伴うものでありまして、8万円を減額して補正後の総額を3億9,261万8,000円とするものであります。詳細につきましては31ページ以降に載っています。人件費の減額であります。

次に議案第3号であります。39ページをお開き願います。国民健康保険診療施設勘定特別会計の補正予算であります。これにつきましても人件費の減額ということで、40万8,000円を減額しまして予算総額を1億1,414万9,000円とする補正予算となっております。詳細につきましては45ページ以降になります。人件費の減額等であります。

次に議案第4号、53ページになります。特別養護施設特別会計の補正予算であります。これは歳出予算の組み替えとなっております。詳細につきましては歳出の方、56ページをお開き願います。人件費を165万2,000円を減額し、その減額になった部分を予備費に追加するというものですのでよろしくお願い申し上げます。

次に63ページをお開き願います。農業集落排水事業特別会計の補正予算であります。人件費の減額8万3,000円であります。補正後の予算総額を1億824万2,000円とする補正予算でありまして、詳細につきましては69ページ以降に載っております。

次に77ページをお開き願います。議案第6号下水道事業特別会計の補正予算であります。人件費3万3,000円を減額しまして予算総額を5,464万1,000円とする補正予算の内容であります。内容につきましては83ページ以降に載っております。

次に91ページをお開き願います。議案第7号介護保険事業勘定特別会計の補正予算であります。人件費29万5,000円を減額しまして補正後の予算総額を3億8,841万9,000円とするものであります。詳細につきましては97ページ以降、歳入歳出全て人件費の減額となっております。

次に提出議案関係の綴りをご覧になっていただきたいと思います。1ページをお開き願います。議案第8号であります。農業集落排水事業特別会計への繰り入れについてということで、給与改正等に伴いまして一般会計から繰り入れる額を8万3,000円減額しまして、繰り入れる額を8,450万3,000円以内とするものであります。

次のページをお開き願います。議案第9号であります。下水道事業特別会計への繰り入れであります。これにつきましても給与改正等に伴いまして人件費分を一般会計から繰り入れる額を3万3,000円減額しまして、総額で3,616万円以内とする議案でありますのでよろしくお願います。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号 採決

○議長（武石善治） 議案第2号 平成21年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第3号 採決

○議長（武石善治） 議案第3号 平成21年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第4号 採決

○議長（武石善治） 議案第4号 平成21年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第5号 採決

○議長（武石善治） 議案第5号 平成21年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第6号 採決

○議長（武石善治） 議案第6号 平成21年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第7号 採決

○議長（武石善治） 議案第7号 平成21年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第8号 採決

○議長（武石善治） 議案第8号 平成21年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第9号 採決

○議長（武石善治） 議案第9号 平成21年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 12 議案第 10 号 上程・採決

○議長(武石善治) 日程第 12 議案第 10 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(鈴木義廣) 議案第 10 号であります。詳細につきましては 4 ページをお開きいただきたいと思っております。議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正であります。

第 1 条と第 2 条ありまして、一部改正条例第 1 条につきましては 12 月分の期末手当の部分の改正でありまして、対象となる条例第 5 条第 2 項が期末手当に関する部分でありまして「100 分の 170」を「100 分の 160」、0.1 カ月の減額とするものであります。第 2 条につきましては 6 月分の期末手当の部分でありまして、第 5 条第 2 項が期末手当の条項ですので「100 分の 155」から「100 分の 140」ということで 0.15 カ月分の減額とするものであります。これは既に今年の 6 月分につきまして附則で凍結という形でやっておりますので、新たに条例改正ということで、第 2 条の期末手当につきましては来年 22 年の 4 月 1 日から施行、第 1 条は今年の 12 月 1 日から施行するものであります。これによりまして 6 月、12 月合わせまして 0.25 カ月分の減となります。

以上であります。

○議長(武石善治) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 10 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 13 議案第 11 号 上程・採決

○議長(武石善治) 日程第 13 議案第 11 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案第11号であります。詳細につきましては6ページをご覧くださいと思います。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第10号と内容につきましては全く同じでありまして、第1条では12月分の期末手当を0.1カ月分引き下げると、第2条につきましては6月分の期末手当を0.15カ月分を引き下げる、合わせまして0.25カ月分引き下げるものでありまして、第1条は21年12月1日から、第2条につきましては22年4月1日から施行するというものでありますのでよろしくお願いします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第12号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第14 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案第12号であります。詳細につきましては8ページ以降になります。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

第1条の中においては条例第7条の2第1項中の住居手当の廃止に伴う改正であります。その他に条文の整理等を行っております。第7条の2第1項中の下の方になります。6行目の後ろの方になりますけれど、同項第2号を削るといふ、ここが住居手当を廃止するものでありまして、新築購入した場合、今まで月額2,500円を5年間支給しておりましたけれど、今回人事院勧告に伴いまして廃止するものであります。

次に第15条第2項、これは12月分の期末手当の支給率を変えるものであります。0.1カ月分、100分の155を100分の145に改めるものであります。同条第3項とありますのは再任用に係る職員の分であります。

第 16 条第 2 項第 1 号というのが 6 月、12 月の勤勉手当の分でありまして、100 分の 72.5 を 100 分の 67.5 ということで 0.05 カ月分下げるといふものです。同項第 2 号といふのは再任用に係る分の改正であります。

別表第 1 の表を次のように改めるといふことで行政職、医療職を今回の改正に伴いまして変更しております。若年層の給料表の改正はないわけですが、平均で 0.2 パーセントの減といふことで、月額 200 円から 700 円の減額になる見込みであります。行政職、医療職の給料表となっております。

次 16 ページをお開き願います。第 2 条の部分であります。これは 6 月分の期末手当の分の改正でありまして、15 条第 2 項中 100 分の 135 を 100 分の 120 ということで 0.15 カ月分減額するものであります。以下につきましては再任用の職員の分となっております。

施行期日ですが、第 1 条につきましては 12 月 1 日から、6 月分につきましては特別職等と同じく今年の方は 6 月に凍結という形になっておりますので、来年の 4 月 1 日から施行ということになります。第 2 項は給料の切り替えに伴う経過措置となっております。

17 ページにありますけれども行政職の給料表であります。1 級の 1 号から 56 号までこの部分については変更がないということです。57 以降について 200 円から 700 円減額になるということです。それぞれ 2 級、3 級このような号級になっております。

以上であります。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 15 議案第 13 号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第 15 議案第 13 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鈴木義廣） 議案第 13 号 18 ページになります。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

内容につきましては19ページの方、第2条第1項、1週間の勤務期間を表しているもので、1週間5日で40時間を38時間45分に改正、同条第3項中につきましては育児とか再任用の短時間勤務の職員についての改正、第3条第2項中、これは1日の勤務時間を表すものでありまして、現在8時間勤務でありますけれど、それを15分間短縮しまして7時間45分に改めるものであります。

22年4月1日から施行するものでありまして、よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 小林信議員の議員の資格決定の件

○議長（武石善治） 日程第16 小林信議員の議員の資格決定の件を議題といたします。

北林甚一君から、小林信君に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されております。その写しはお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第117条の規定によって小林信君の退場を求めます。

（2番 小林信議員 退場）

○議長（武石善治） 7番 北林甚一君の説明を求めます。

（7番 北林甚一議員 登壇）

○7番（北林甚一） 要求書の説明を申し上げます。皆様にお配りの写しのとおり要求書の日付は平成21年11月25日付けであります。要求書の内容は読み上げます。

上小阿仁村村議会議長 武石善治様

上小阿仁村議会議員 北林甚一

資格決定要求書

次の議員が地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、地方自治法第127条の第1項の規定により決定されるよう別紙証拠書類を添え、会議規則第100条の規定により要求します。

記

1. 議員の氏名

小林信議員

2. 理由（証拠となるべき事実関係）

小林信議員が、村と取引関係にある株式会社小林百貨店の役員として経営に参画している状況から、地方自治法第92条の2の規定に該当すると思われる。

別紙証拠書類となっております。皆様にお配りの証拠書類を簡単に申し上げます。支出負担行為ということで平成20年11月27日の起票分、その裏はその写し。20年11月28日起票分、裏はその写し。20年12月3日分、裏はその2ページ分コピーしてあります。12月の12日に村内各会社、その他商店に一括して送金した金額が2,345万6,401円でありました。それが北都銀行に送金したと、以下次のページからその取引された内訳であります。小林百貨店の全ての取引を掲載する必要がございますので、3件だけ6ページのところに記載してあるということでありまして。証拠関係については以上であります。ご質問があればお答え申し上げます。

以下口頭にて、「資格決定要求書」の提出に至った背景と経緯を申し述べます。平成21年4月10日発行の「広報かみこあに」に「物品等入札参加会社役員と村議会議員の地位は相容れない」のタイトルで掲載された。その掲載文の要点は次のとおりである。

「今般、株式会社Kの申請書の中に、取締役として村議会議員K氏の氏名が記載されていた。地方自治法第92条の2は、『議員の兼業禁止』として『普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及び……同一の行為をする法人の……取締役……もしくは監査役……たることができな』と規定している。議員が本条の規定に該当した時は議員の職を失うこととなり、その判断は議会が行うこととなっている。議員の身分については議会が決定するとしても、村は、法令遵守（コンプライアンス）の観点からして、このような議員の地位と物品納入会社の取締役の地位が相容れない状態をそのまま放置してはならないので、21年3月3日に村議会議長に対してこの旨口頭で伝えた。21年3月11日付当社提出書類の中で、役員退任手続きが取られ、村議会議員K氏が取締役でなくなったことが確認されたので、これまでどおり物品等入札参加する資格があると決定した」

概ね以上のような趣旨で掲載されたものであります。この掲載を受け議会としては表記されたK氏の特定調査に着手し、小林信議員であるとの確認に至ったわけではありますが、平成21年10月10日付「村民の皆さまへ！」として全戸配付された村長職責名でのチラシ内容によっても容易に特定できる文面にもなっております。

(1)「村民の皆さまへ！」として平成21年10月10日に上小阿仁村長小林宏晨の職責名にて村内全戸に配ったチラシによりますと「匿名の照会であって

も行政も関わっている問題でありますので行政側の再度の調査結果を村民の皆様へ報告いたします」として当局の調査結果が公表されたものであります。議会としては、議員の任意による協議で以下のように統一見解がもたれました。

(2) 匿名の投書に対する対応について①匿名の投書には、議会としては対応できない。ただし投書者の氏名が記載された投書で、公にする場合は氏名を公表しないと約束された匿名希望者であれば対応する。その上に立って、議会としてはそのような実態のない投書でも議員による協議し解析をして、またその投書の分析及び対応についていかにあるべきか、真摯に話し合いをしているところでありました。そうした議会の対応は、本議会の会議における議決を経ない非公式な対応であることは、論を待たないの言うまでもありません。

②しかし前述の(1)により「実態のない」投書者により投書文が公表されました。公表によって、その投書の記述詳細はさることながら、当局が投書及びそれに関わるその内容をチラシをもって全村民に公表された時点で、議会はそのチラシを公文書扱いとみなし、議会としてはそのチラシの内容は看過できない側面もありこの際言及するものであります。投書者の記述内容は、議会に対する中傷、誹謗であり、そして、投書によれば議員は、都会等の議員との違いをことさら強調し、独善的な論理により、議会への徹底した非難をもって投書の成果を期待しているものと解釈される。

(3) 投書について(公文書化された投書について述べます)。①第1回目、上小阿仁郵便局受付、平成21年9月1日、宛先人、北秋田郡上小阿仁村小沢田、上小阿仁村議会事務局 上小阿仁村議会議員殿、差出人「村出身の1人として……秋田市在住」(氏名記載なし)。内容、A4の用紙に字画の大きさは10ぐらいのパソコン印刷で、「兼業禁止問題」としてのタイトルも含め約17~18項目、用紙にびっしり3ページであります。

②第2回目、上小阿仁郵便局受付、平成21年9月11日、宛先人、上小阿仁村小沢田字向川原118、上小阿仁村長 小林宏晨様、村議会議長 武石善治様、差出人、村民。以上手書き(氏名記載なし)。内容、前述の上小阿仁村長小林宏晨が(1)のチラシを発行した内容のとおり「議員の兼業禁止」のみの記述です。さらに記述の中には「私は6月議会前に、議員様宛にこのことについて疑問を投じております」等々を記述して第1回目の投書者と同人物としている。

(4) 第1回目及び第2回目の投書における疑問として、①差出人1回目は「村出身の一人として……秋田市在住」、2回目は「村民」。投書自体、同一人物としているが勘違いして差出人の書き違いが発生したものであるが、しかし同一人物である。

②第2回目の投書では「私は、6月議会前に議員様宛に……」とあるが、6月議会前には、議会事務局には、そのような投書は一切受付されておられません。

ちなみに9月議会は初日9月4日であります。このような支離滅裂な投書は、作為的であるか否かを問わず(2)で議会の対応として申し上げているとおりであります。

ともあれ(1)による全戸配付のチラシにより、公式の文書となる結果となり、投書そのものが「公文書」化されたものと議会は理解した。地方自治法第92条の2の規定に、小林信議員が抵触するか否かの議会内の協議、調査、結果を公表しても、地方自治法及び会議規則等に定められた手順を経なければ議会決定とされない事案であることから、本議会に「資格決定要求書」を提出し当議会の判断を仰ぐものであります。

議員はその職務を公正に行う為に、その地方自治体に対して請負をすることも禁じられています。このうち兼業禁止の制度は、議員の利権、汚職等の防止を狙いとしたものであると同時に、当該普通地方公共団体の長の職務執行の公正・適正を損なうことを防止するものであります。議員は、当該普通地方公共団体の請負契約の締結に対する議決等に参与し、また、予算、決算の審議等をするもので、直接、間接に事務執行に関与する以上、議会運営の公正を保証し、事務執行の適正を確保する為にも請負契約に立つことを禁止しようとするものです。もとより議会の使命、法律の求めている根本的な理念をもって法律に照らした地方自治法92条の2の解釈にて資格決定となるよう希求する次第であります。

以上の通り「資格決定要求書」の提出に至る「背景」及び「経緯」と「結果」を申し述べて提出いたします。

以上であります。

○議長(武石善治) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

小林信君から、自己の資格について弁明したいとの申し出があります。

小林信君の入場を許します。

(2番 小林信議員 着席)

○議長(武石善治) 2番 小林信君に、資格についての弁明を許します。

(2番 小林信議員 登壇)

○2番(小林信) ただいま北林議員から出されました、資格決定要求に対しまして発言をさせていただきます。

地方自治法第92条の2に該当するかどうかの判断は、議員の要求により資格審査特別委員会が設定され、その中で決定されることになってはいますが、地方公共団体と取引のある法人の取締役等になっている場合は、そのことを理由に直ちに兼業禁止とは判断できず「主として同一の行為をする法人」に該当する

かどうかで判断されることになっております。「主として同一の行為をする法人」とは、主な行政実例、判例を見ますと、昭和32年5月11日の行政実例として「最近の決算書により判断して団体等に対する請負額が50パーセント以上を占めるような場合は明らかに法に該当すると解される」また昭和62年10月10日最高裁判例に「半数を超えない場合であっても、当該請負が業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる場合は『主として同一の行為をする法人』に当たる」とあります。以上のことに対して村と小林百貨店との取引割合を見ますと、私の計算では、平成19年は約26パーセント、平成20年は約19パーセントであります。この割合を行政実例、判例に照らし合わせてみて「主として同一の行為をする法人」に該当するとまでは言えないものであります。

私は誤解を受けないように平成21年2月に取締役を辞職しております。本日、皆様方には貴重な時間を費やしていただき、さらにご面倒をおかけして、大変申しわけありません。どうぞよろしく願いいたします。良識ある当議会議員各位のご理解と適切なご判断を仰ぎます。ありがとうございました。

○議長（武石善治） ここで、小林信君の退場を求めます。

（2番 小林信議員 退場）

○議長（武石善治） 委員会条例第6条第1項では、「議員の資格決定の要求があったときは、資格審査特別委員会が設置されたものとする」また、同条第2項では「資格審査特別委員会の委員の定数は5人とする」と規定されております。よって、既に定数を5人とする資格審査特別委員会が設置されております。

お諮りいたします。本件は資格審査特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本件は資格審査特別委員会に付託することに決定いたしました。資格審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が直ちに指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、直ちに指名いたします。

1番 齊藤鉄子君、3番 長井直人君、5番 鈴木米雄君、6番 中田吉穂君、7番 北林甚一君、以上5人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、資格審査特別委員会の委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

選任された特別委員会の委員は、委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで、委員会開催のため暫時休憩いたします。

10時53分 休憩

10時56分 再開

○議長（武石善治） 再開いたします。

資格審査特別委員会から、正・副委員長の互選結果について報告願います。

（6番 中田吉穂議員 登壇）

○6番（中田吉穂） 資格審査特別委員会委員長に私中田、副委員長に鈴木議員があたることになりました。どうぞ、よろしく願います。

○議長（武石善治） 小林信君の除斥を解きます。

（2番 小林信議員 着席）

追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出 上程・採決

○議長（武石善治） お諮りいたします。ただいま資格審査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査の申し出についての件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（武石善治） 追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長（武石善治） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成21年第7回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

10時58分 閉会